

第六回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十四年十二月三日(土曜日)午前
十時五十九分開会

本日の会議に付した事件

○飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○國際觀光ホテル整備法案に関する件

○身体障害者福祉法案に関する件

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

本日の議題は飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案でございます。

この本審査を行います。提案は衆議院議員の提案でありまして、昨日衆議院の本会議を通過いたしました。本院に提出された次第であります。提案者の一人の衆議院議員神田博君が参りました。

提案理由の説明をする等でございますが、急用事がございますので、私からその提案理由をお取極めをいたします。

その提案の理由は、本年五月飲食営業を全面的に再開すると共に、半面主食及び醬油等統制食糧の横流れを防ぎ、大切な食糧の浪費、闇取引の助長を防止するために飲食営業臨時規程法の制定をお願いいたしました。旅館、外食食堂等又はめん類外食食堂を営む者は、外食と引換でなければ食事を提供することはできない。それ以外の飲食営業者は指定主食を提供してはならない。又軽飲食店営業者は主務大臣の定める副食券と引換でなければ料理を提供してはならないことを定めたのであります。同法施行後の実情

を見ますのに、副食券制度は遺憾ながら実効を収めることができませんので、これを廃止して、更に実効ある措置をとる必要がある。この法案を提出いたしましたのであります。これが提案理由の説明であります。

○西郷吉之助君 委員長に説明して呉れと言つて来たのですか。

○委員長(岡本愛祐君) それは急に急用ができたのですから、今日説明に来る筈だつたけれども、伺えないからということ、代りに衆議院の法制局から、第三部の第二課長の堀内君が見えております。向安本の方からも事務官が見えております。それでは第二課長から御説明をお願いします。

○衆議院法制局参事(堀内彦彦君) それでは改正法案の御説明をいたします。改正の第一点は、只今委員長から御説明がありました副食券の制度を廃止した点であります。それは改正法案の冒頭にあります。「第八條を次のように改める。」「第八條削除」とありまして、現行の第八條というのは「軽飲食店を営む者は、主務大臣の定める副食券と引換でなければ料理を提供してはならない。」「この條文を削除したことになるわけでありまして、それでこれに伴ひまして現行法の第十三條に第八條に関する罰則の規定がありますが、この罰則の規定から第八條を落すことになりまして、それから現行法の第十條に報告の義務がございますが、飲食店営業を営む者は第七條又は第八條の規定に従つて引き換えた外食券又は副食券

の教につき都道府県知事に報告しなければならぬとありますが、これも関連いたしましたので改めまして、第八條の規定による報告というものを削られることになりました。それから現行法の第十一條に營業の停止又は營業の許可の取消しという條文がございますが、この中に副食券のことが入つておりますので、これも関連いたしましたので削ることになります。それから改正の第二点は、この現行の第十一條によりまして、違反者等に対して營業の停止、若しくは營業の許可の取消し、或いは現行法の第三條の規定、これは第三條というのは許可を受けなければ營業してはならないという規定であります。この規定に違反して許可を受けないで營業を営んでいる事実がある場合、こういうような場合に都道府県知事は必要と認めるときは、省令の定めるところによつて飲食營業を営むために必要な設備に対して封印をしろとか、そういうような措置をとることを命ずることができるといふ規定が加えられた点であります。それがこの法案の第十一條の第三項として規定されることになりました。

それからこの副食券制度が第八條の削除によつて廃止されますが、従つてこれに対する罰則の規定も変更されたいとありますが、その経過規定を附則に譲つてあります。尚この改正法案は、附則の第一項に「この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。」といふふうに規定されております。以上簡単にござ

います。御説明を終ります。

○委員長(岡本愛祐君) 尚申上げますが、衆議院から法制局第三部長飯島氏が参りました。

○西郷吉之助君 今の説明ではさつぱり分らないので、ただ読んだだけですが、この法案の第三項を加える省令とか何かいろいろ書いてありますが、今の説明ではこれを読んだだけではつと内容が分らない。もう少し部長からその内容をよく説明して、省令というのは何ですか。

○衆議院法制局参事(飯島眞男君) これは新たに入ります第三項におきましては、この營業を取消された者、或いは停止された者が違反行為をいたしまして、再びそういう營業ができないように措置するためにそういう營業用物件について封印をする、そういうような措置をいたすわけでございますが、それにつきましても手続規定を今回省令で定めようとするのでございます。

○西郷吉之助君 その省令というのはどこの省令ですか、内容はどのようなのですか。

更に直ぐ来るようにおつしやつて下さい。

○委員長(岡本愛祐君) 今行つております。衆議院の方では法制局にからなかつたのですか。飯島部長が万事心得ておるといふ連絡があつたわけですが。

○鈴木順一君 どうも説明もさつぱりわけも分らないから、法案の審議を進めるわけには行かないから、説明が十分できる方が揃うまで暫時休憩したらどうですか。

○柏木康治君 時間も少くないのですから、安本側の人の一応説明を聴いて見よう。

○西郷吉之助君 安本の東畑さんでも呼んだらどうですか。

○鈴木直人君 説明できないような人が来てもしようがないじゃないか。

○委員長(岡本愛祐君) それでは休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

午後零時十七分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き委員会を再開いたします。

飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案の審議を続行いたします。

○鈴木直人君 私はこの際政府の考え方をはつきりして置く必要があると認めまして質問をいたしたいと思つたので、副食券を削るといふのがこの改正案の主たる部分になつておるわけでありまして、この副食券につきましては、この法律を制定する際に相当の議

決を要するに違いないと思つたので、これを廃止して、更に実効ある措置をとる必要がある。この法案を提出いたしましたのであります。これが提案理由の説明であります。

○西郷吉之助君 委員長に説明して呉れと言つて来たのですか。

○委員長(岡本愛祐君) それは急に急用ができたのですから、今日説明に来る筈だつたけれども、伺えないからということ、代りに衆議院の法制局から、第三部の第二課長の堀内君が見えております。向安本の方からも事務官が見えております。それでは第二課長から御説明をお願いします。

○衆議院法制局参事(堀内彦彦君) それでは改正法案の御説明をいたします。改正の第一点は、只今委員長から御説明がありました副食券の制度を廃止した点であります。それは改正法案の冒頭にあります。「第八條を次のように改める。」「第八條削除」とありまして、現行の第八條というのは「軽飲食店を営む者は、主務大臣の定める副食券と引換でなければ料理を提供してはならない。」「この條文を削除したことになるわけでありまして、それでこれに伴ひまして現行法の第十三條に第八條に関する罰則の規定がありますが、この罰則の規定から第八條を落すことになりまして、それから現行法の第十條に報告の義務がございますが、飲食店営業を営む者は第七條又は第八條の規定に従つて引き換えた外食券又は副食券

の教につき都道府県知事に報告しなければならぬとありますが、これも関連いたしましたので改めまして、第八條の規定による報告というものを削られることになりました。それから現行法の第十一條に營業の停止又は營業の許可の取消しという條文がございますが、この中に副食券のことが入つておりますので、これも関連いたしましたので削ることになります。それから改正の第二点は、この現行の第十一條によりまして、違反者等に対して營業の停止、若しくは營業の許可の取消し、或いは現行法の第三條の規定、これは第三條というのは許可を受けなければ營業してはならないという規定であります。この規定に違反して許可を受けないで營業を営んでいる事実がある場合、こういうような場合に都道府県知事は必要と認めるときは、省令の定めるところによつて飲食營業を営むために必要な設備に対して封印をしろとか、そういうような措置をとることを命ずることができるといふ規定が加えられた点であります。それがこの法案の第十一條の第三項として規定されることになりました。

それからこの副食券制度が第八條の削除によつて廃止されますが、従つてこれに対する罰則の規定も変更されたいとありますが、その経過規定を附則に譲つてあります。尚この改正法案は、附則の第一項に「この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。」といふふうに規定されております。以上簡単にござ

います。御説明を終ります。

○委員長(岡本愛祐君) 尚申上げますが、衆議院から法制局第三部長飯島氏が参りました。

○西郷吉之助君 今の説明ではさつぱり分らないので、ただ読んだだけですが、この法案の第三項を加える省令とか何かいろいろ書いてありますが、今の説明ではこれを読んだだけではつと内容が分らない。もう少し部長からその内容をよく説明して、省令というのは何ですか。

論がありまして、かくのごとき規定は実行容易ならざるものである。であるからして、この副食券はむしろ削除した方がよいという意見を強く述べた一員であります。そのときの答弁によりますというところ、醬油につきましては配給制になつておつて、業務用配給というものはない、家庭用配給という制度きらない。そういう現在において副食券がなかつた場合には料飲業者は醬油の闇をするということになる。従つてこの実施は相当困難なものであるけれども、この副食券は必要である。こういう答弁でありまして、尤もだと思つて我々は賛成したんです。その後の実施状況は我々の想像通りおもわしくない実績を示して来ておるわけでありますが、私が言わんとするのは、この副食券を創るに当りまして業務用配給というものを復活するというようなことがこの法律の文面からは想像されるような規定がないのであります。勿論これは別途に政府自体において講ぜられるべき性質のものであります。従つてこの法案は、法律は一月一日から実施するということになつておりますから、若し一月一日以後においてこの副食券がなくなつた場合においては、飲食営業者は闇の醬油を買わなければならぬということになるわけでありまして、従つて私が政府に確めて置きたいと思うところのものは、この一月一日以後醬油の業務用配給というものを実施する意思があるかどうか。私としては業務用配給をしなければ、事実上その後は業者は闇の醬油を使うということになつて、我々がこの法案を制定する際に政府から答弁があつた点と矛盾することになりますから、この点を政

府の責任ある答弁として、一月一日以降は業務用の醬油を配給をするということであるならば、私はこの法案に賛成でありますから、この点を明らかにして置きたいと思うのです。ただ一月分から配給するという方法もありまするが、一月分から配給すると言いましても、例えば一月十五日頃になつて一月分の配給を買つたところで、その間の十五日間というものは業者は闇の醬油を買わなければならぬということになるのであつて、ただ一月分から配給するというだけでは不満足と思うのです。一月一日から、或いはそれ以前から業務用の配給を実施するというところであるならば了承し得ると考えますので、政府の方針を承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(東郷四郎君) お答えいたします。飲食営業を営みます場合に、どうしても醬油だけは料理に絶対必要なのでありますために、飲食営業をいたします場合に、醬油を配給するということとは絶対必要なものと考えます。前国会の当時の醬油の需給状況といふものは必ずしも業務用等に配給する余裕がございませんでしたために、副食券というものを利用して飲食営業を営む者に醬油の配給をいたしておつたのであります。その後醬油の生産というものは幸い塩の事情、又は原料輸入等の事情より比較的円滑でございまして、我々としても一月から飲食営業を営む者に業務用の醬油の配給をいたし得るという段階になつたのであります。一月一日から配給すべしというお話でありますが、この法案は一月一日から施行することになつておりますが、まだ只今のところ十二月

の初めでございまして、法案が通りますれば、十分準備する段階があると存じますので、この法案が通過いたしましたれば、我々といたしましても直ちに業務用配給の準備をいたしまして、御質問の御趣旨に副うように努力いたしたい。こういうように考えております。

○西郷吉之助君 第十一條の第三項を今度附加えるようになるが、先程の鈴木委員からの御質問に關連しまして、現在副食券の制度を置いておつたが、これが実施されなかつた儘かに二五％ぐらいの成績しか挙げておらなかつた。これに關連して第三項を加えることによつて、結局罰則を強化することになると思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(東郷四郎君) 従来飲食営業を営みます者は、副食券が輕飲食店においては必要でございましたが、この法案によりますと、輕飲食店は廃止されることになります。併し無許可で飲食営業を営んだり、その他いろいろの従來の法律にあります營業停止処分というものがございまして、その期間中に營業を営むという場合につきましては、省令で必要な措置をとられることになつております。政府といたしましては、この法律に基きます省令案につきましては、慎重に考えなければならぬのであります。一応都道府県知事の命令によりまして飲食營業を営みますものに封印をしまして、或いは施錠をして封印するといふような措置を執行すると同時に、都道府県知事もこれに必要な封鎖をするといふような規定を設きたいと考えております。罰則を強化するというところでござい

せんで、こういう取消処分を受けるということは現在の法律においてできるのでございますが、その受けた者が法規を破つた場合におきましては、一定の期間を限りましてそういう封印等をいたしまして、飲食営業をやらせないようにするという一つの処置を講ずるという考えでございまして、我々としては特に罰則を強化するという趣旨ではないと考えます。

○委員長(岡本愛祐君) 尙申上げますが、附則の第二項に誤りがありますので、訂正の申込がございました。「この法律の施行前になした違反行為」「違反」の二字が落ちております。これは印刷の間違ひでございします。訂正いたします。

外に御質疑ございせんか。別に御発言もございせんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようですから、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案について採決いたします。右法案を原案通り可決することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

「起立」

「起立」

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告については、委員長より予め結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。本院規則第七十二條により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

鈴木 直人 吉川末次郎
藤井 新一 鈴木 順一
西郷吉之助 岡田喜久治
寺尾 豊 林屋龜次郎
太田 敏兄

○委員長(岡本愛祐君) 御署名洩れはございませんか。

御署名洩れはないと認めます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に先般国際親光ホテル整備法案。これは運輸委員会に付託された法案であります。そのの中に第七條で家屋税の減額についての規定がございます。それでこの委員会では御審議願ひまして、委員長が皆様の御意見を体しまして、運輸委員会に同條の訂正方を申込をいたしました。それにつきまして運輸委員長が只今見えますので、御意見があるようでございますから、お聞きを願ひます。

○委員外議員(板谷順助君) 番外でありますから、諸君のお許しを得て発言いたしますかと思ひます。国際親光ホテルは御承知の通り外貨獲得のためにホテル

る際に政府から答弁があつた点と矛盾することになりますから、この点を改

は一月一日から施行することになつておりますが、まだ只今のところ十二月

な規定を置きたいと考えております。罰則を強化するというところでございま

ます。
〔議員起立〕

たしたいと思ひます。国際観光ホテルは御承知の通り外貨獲得のためにホテ

ルを建てたいというのでございするが、併し今の情勢ではなか／＼困難である。そこで或る程度税の軽減を図る必要があるというので、衆議院から議員提出として参りました国際観光ホテル整備法案には、第七條に「登録ホテルの用に供する建物であつてこの法律施行後ホテル業の用に供するために建築されたものについては、当該建築物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税をそれぞれ二分の一に減額する。」と、こういう條項がついておる。ところが、あなたの方の委員会において相当の反対がありましたので、尤もと思ふ点がありますので、そこでこの條項を削除いたしまして「登録ホテル業の用に供する建物については地方税法、昭和二十三年法律第百十号第十四條の規定の適用があるものとする。運輸委員会においてはこうしたいと思ひまするが、これならば別に法によつて縛られたというのじやなく、地方公共団体がその土地の繁榮のため、或いはホテルの開設の必要があるというのでありまするならば、地方の、つまり自治体にこれを任すというように改正をいたすということをお相談に伺つておるわけでありませう。字句の問題につきましてはお任せを願うことにいたしまして、その趣旨について各委員の御意見を一つ委員長からお聴き取りを願ひたいと思ひます。

一の課税をなすことができる。」という條文があります。でこの御趣旨は、この国際観光ホテルというものが公益又はそれに類似するものであるという建前からこの條文を念のため七條に引用をして置くということではないかと思ふのですが、そういう御意味でしよう。

てい／＼御意見があればちよつとこの席上で説明を聴きたいと思ひます。
○委員長(岡本愛祐君) 只今のような條文は入れなくとも当然地方税法は適用されるのです。だから今の委員長のお話のように、念のためにという意味で附則にすればよいと思ひます。
○鈴木直人君 国際観光ホテル整備法案は、その目的にある通り大休外客宿泊設備の整備を図つて、外客接遇の充実に資するといふ意味であつて、その趣旨としては現在の日本の情勢から見ても誠に結構なことだと思ひます。併しながらその第七條の案によりまして、衆議院から回付されたものによりまして、登録ホテルに對しては「ホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税をそれぞれ二分の一に減額する。」と、こういうことにあつておつたのであります。この点について運輸委員会においていろいろ検討の結果、今板谷運輸委員長長の仰せのように修正が行われて、そして只今專門調査員からの説明の通り當然にそれは適用されるものであつて、特別の規定は必要ないのではあるけれども、併しながらこの際ホテル業法の第七條によつて當然のものであつても、念のために地方税法のその特別の規定が挿入されるということも又意味のないことでもないように考えられますので、私は全体を考慮して只今の運輸委員長長の修正案に賛成をいたしたいと思ひます。

もあるかも知れませんが、当該地方公共団体の條例によるとか何とかいふ言葉を入れて置いた方がいいのじやないかと思ひます。
○委員長(岡本愛祐君) この條例の問題は第七條の第四項に「第一項から前項までの場合において、家屋税の減額に關し必要な手續については、條例で定める。」とあるのです。
○吉川末次郎君 じや立法技術上の必要がなければ……
○委員長(岡本愛祐君) まあよからうと思ひます。それでは皆さん御異議がないようでありますから、この委員会としては只今板谷運輸委員長からお申出の修正に賛成するということに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

は、租税その他の公課を課することができない。但し、所有者が有料でその施設の設置者に使用させているものについては、この限りでない。で一号といたしまして「主として身体障害者更生援護施設のために使用建物」こういうふうにあるのであります。これは実は私の考えでは地方税法の第十三條に「左に掲げるものに対しては、地方税を課することができない。」という原則がありまして、その十一号といたしまして「社会事業法第三條の規定による事業開始の届出をした社会事業」ということがある。若しこの身体障害者福祉法案なるものがないといたしまして、この身体障害者更生援護施設なんの事業はどうなるかと言ひますと、只今申しました、社会事業法に該当するものなんです。それで、その建物は只今は無税ということになつております。だからこの法律ができませんうちに無代である。この身体障害者福祉法ができますと、今まで無代であつたものがどうなるかという疑問ができる。又法律が違つて参るのでありますから、実はこの地方税法の第十三條の第十号に、「この身体障害者福祉法による」云々ということを加へるべき筋合だと思つておられます。ところが、それがこの法律に洩れておる。言葉を換えて言ひますと、実質的には今まで免税してあるのだから、こういう規定を設けても、今の観光ホテルの問題と違つて、新らしい二分の一にするというふうな問題とはわけが違ふのであります。とにかく法律の形式としてはその点がまずいのであります。一方今度の身体障害者福祉法案によりまして、附則に地方財政法の一部改正とい

るが、併し今の情勢ではなか／＼困難である。そこで或る程度税の軽減を図る必要があるというので、衆議院から議員提出として参りました国際観光ホテル整備法案には、第七條に「登録ホテルの用に供する建物であつてこの法律施行後ホテル業の用に供するために建築されたものについては、当該建築物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税をそれぞれ二分の一に減額する。」と、こういう條項がついておる。ところが、あなたの方の委員会において相当の反対がありましたので、尤もと思ふ点がありますので、そこでこの條項を削除いたしまして「登録ホテル業の用に供する建物については地方税法、昭和二十三年法律第百十号第十四條の規定の適用があるものとする。運輸委員会においてはこうしたいと思ひまするが、これならば別に法によつて縛られたというのじやなく、地方公共団体がその土地の繁榮のため、或いはホテルの開設の必要があるというのでありまするならば、地方の、つまり自治体にこれを任すというように改正をいたすということをお相談に伺つておるわけでありませう。字句の問題につきましてはお任せを願うことにいたしまして、その趣旨について各委員の御意見を一つ委員長からお聴き取りを願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今板谷運輸委員長から申出のありました今の法案の第七條の修正であります。それは御承知の通り、地方税法の第十四條の第二項に「地方公共団体は、公益上その他の事由に因り必要があるときは、不均

○委員長(岡本愛祐君) それについてあります。
○委員長(岡本愛祐君) 西郷吉之助君 委員長に伺ひます。今の運輸委員長長の御修正の案は、要するに地方公共団体の自由意思の判断に任せるわけですね。
○委員長(岡本愛祐君) そういふわけだと思ひますが、第一項だと課税をしないことができるというので余り強過ぎやしませんか。だから……
○西郷吉之助君 その点につきましてとつさの場合ですが、專門調査員からでも何かその長短というものについ

○吉川末次郎君 大体鈴木委員のおつしやつたことと同じ意見でありますから、その中にこれも分り切つたことであるかも知れませんが、当該地方公共団体の條例によるとか何とかいふ言葉を入れて置いた方がいいのじやないかと思ひます。
○委員長(岡本愛祐君) この條例の問題は第七條の第四項に「第一項から前項までの場合において、家屋税の減額に關し必要な手續については、條例で定める。」とあるのです。
○吉川末次郎君 じや立法技術上の必要がなければ……
○委員長(岡本愛祐君) まあよからうと思ひます。それでは皆さん御異議がないようでありますから、この委員会としては只今板谷運輸委員長からお申出の修正に賛成するということに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それでは御異議ございませんようです。それから、そういう問題があるからお聴き取りを願ひたいのですが、身体障害者福祉法案というものが今厚生委員会審議中なんです。実はこれは私は先議者が塚本重蔵君外何名の参議院議員の発議になつておりましたから、而も只今厚生委員会審議中でありませうから、これはこの会期には間に合わないものと誤認しておつたのですが、段々調べて見ますと、これは衆議院の方で先議したいというので今衆議院の方で先議して、今こちらで仕上げをしようと思つておつたのであります。その中で検討して見ますと同じような問題がございします。それは第四十三條に「都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に對して

う項目がありまして、第五十一條として「地方財政の一部を次のように改正する。第十條第二項第十四号の次に次の一号を加える。十五号は「地方財政の十條第二項第十四号と申しますのは、国と地方公共団体相互の利害に關係のある事務を行うために要する経費は、国と地方公共団体とが、これを負担する」というこの経費は次に掲げるようなものとするとのに追加されるわけでありまして、これは適當だと思ふのであります。適當であります、ともかくこの地方財政法の第十條も今申したように、この法律ができるについてそういうふうな附加をしようとするのでありますから、地方税法の方にも正しく言えば附加が必要だということになつて来る。ところがその附加ができてないというのでまあ不備なんです。併し、これは事実上は今までも免脱していることを続けて行くということなんです。あとは形式上のことなんです。直ぐ次の国会において、地方税法の今の十三條の改正を提案することによればよいのじやないか。今間に合えば間に合はせると、申入れはいたしたいと思ひます。

○鈴木直人君 今の御説明によると、現在あるところの地方税法の條項に包含されるところの規定が身体障害者福祉法の中に規定されているというような話のように承つたのですが、それならば地方税法を特に修正しなくても、從來あるところの條項の中にそれが含まれていてと解釈するならば、むしろ身体障害者福祉法の規定が要らないと考へてよいのじやないですか。従つて、身体障害者福祉法の條項はまあい

昭和二十四年十二月十五日印刷

わば要らない規定だけれども、特別に相當重要な点であるから、念のためこの地方税法の條項の一部を指摘して、そこに附加してあるから了承できると、こういうふうになる筋合ひのようになっていますが……

○委員長(岡本愛祐君) お答えします。只今までは勿論この身体障害者福祉法なるものがないのでありますから、社会事業法第二條の規定による事業開始の届出をした社会事業に當るのです。ところが今度福祉法ができて来ますと、社会事業法の中から除いて来ます。

○鈴木直人君 分りました。要するに今の身体障害者福祉法というものができなない場合においては、社会事業法によつて同じようなことが行われておつたのに、今度は身体障害者福祉法というものができて、それで以て一定の施設が行われることになるからして、それは社会事業法によるところの施設でないということになるのだから、従つて今度は社会事業法によるというものには含まないということになるから、身体障害者福祉法というものを、それを別途にやらなければならぬ。そこで今社会事業法というか、社会事業的な一般的法令と、こういう解釈じやなくて、社会事業法という單行の法律があるのだから、従つて今度は別に書かなければならぬ、ということであらう。それは尤もだと思ひますが、身体障害者福祉法というものは、あれはいつ頃から施行になるのですか。

○委員長(岡本愛祐君) これは四月一日です。だから間に合ふのです。

○鈴木直人君 それならば四月一日からなるのでありますから、その間に

昭和二十四年十二月十六日発行

おいて又適當の両法令の調整が得られるのじやないかと思ひますので、その点は原案のままにして置いて、その身体障害者福祉法の方は地方行政委員会としては了承した方がよいと考えます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今鈴木君の御意見について御異議ございませぬか。

「異議なし」(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) それではそのように取計らいます。それではこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事 吉川 末次郎君
岡田 喜久治君
鈴木 順一君

委員 寺尾 豊君
藤井 新一君
林屋 龜次郎君
柏木 康治君
西郷 吉之助君
鈴木 直人君
太田 敏兒君
濱田 寅藏君

委員外議員 運輸委員長 板谷 順助君

政府委員 経済安定事務局 東畑 四郎君
(生活物資局長)

事務局 常任委員 上原 六郎君
会専門員 衆議院法制局 鮫島 眞男君

参事(第三部 堀内 茂彦君 第二課長)

十二月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(案)

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

飲食営業臨時規整法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第十條中「又は第八條」及び「又は調食券」を削る。

第十一條第三項中「又は調食券」を削り、第三項を第四項とし、同項中「前二項」を「前三項」に改め、第四項を第五項とし、同項中「第一項又は第三項」を「第一項、第二項又は第三項」に改め、第三項として次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前三項の規定により飲食営業を停止し、若しくは飲食営業の許可を取り消した場合は、第三條第一項の規定による許可を受けないで飲食営業を営んでいる事実があると認められた場合において必要があるときは省令の定めるところにより、飲食営業を営むために必要な設備に封印する等の措置をとるべき旨を当該飲食営業を営む者に命ずることができ

改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参議院事務局

印刷者 印刷片